

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○住宅確保要配慮者居住支援法人の変更……………一

……………(住宅政策本部住宅企画部民間住宅課)……………一

○令和三管理年度におけるまさば及びごまさば太平洋系群に係る知事管理漁獲可能量の公表……………一

……………(産業労働局農林水産部水産課)……………一

○令和三年における底立てはえ縄漁業の制限措置の内容等……………一

……………(同)……………一

○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………三

……………(建設局河川部指導調整課)……………三

○河川予定地の指定……………四

……………(同)……………四

○東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………五

……………(同)……………五

○東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超えるに八十分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………五

数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………五

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………六

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一件)……………七

……………(同)……………七

○土地収用法施行令に基づく公示送達(二件)……………八

……………(東京都収用委員会)……………八

告示

●東京都告示第千四号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百二十二号)第四十一条第二項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)から住所の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
令和三年八月二日

東京都知事 小池百合子

一 支援法人の名称及び一般社団法人コミュニティネットワーク協会の
変更後の住所
静岡県伊豆市姫之湯五百六十五番地の四

二 変更の年月日
令和三年七月二十日

●東京都告示第千五号

漁業法(昭和二十四年法律第百六十七号)第十六条第一項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和三年七月一日から令和四年六月

三十日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第四項の規定により公表する。
令和三年八月二日

東京都知事 小池百合子

特定水産資源
の名称
まさば及びごまさば太平洋系群
知事管理区分
知事管理漁獲可能量
現行水準

●東京都告示第千六号

漁業法(昭和二十四年法律第百六十七号)第五十八条において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令和三年における底立てはえ縄漁業の制限措置を定めたので、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり告示する。
令和三年八月二日

東京都知事 小池百合子

一 制限措置の内容
(一) 漁業種類
底立てはえ縄漁業
(二) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数
許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、新トン数適用船舶(昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び昭和五十七年七月十八日以降に特定修繕(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)附則第三条第一項に定める特定修繕をいう。)を行った船舶をいう。)及び旧トン数

- (三) 推進機関の馬力数
定めなし
 - (四) 漁業時期
周年
 - (五) 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
別表のとおり
- 二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和三年八月一日から同月十五日まで
- 適用船舶(新トン数適用船舶以外の船舶をいう。)ともにも百トン未満で許可証に記載された総トン数とする。

別表

操業区域	漁業を営む者の資格	許可又は認可すべき船舶等の数
東京都海面(東京都の地先海面をいう。ただし、次に掲げる海域を除く。) 1 小笠原海域 2 北緯34度以北の海域 3 鏡洲、御蔵島及びイナンバ島周辺における次のイからハの点を順次結んだ線及びヒとイの点を結んだ線によって囲まれた海域。ただし、ニとホはイナンバ島距岸12海里の線、ホとヘは御蔵島距岸12海里の線で結ぶものとし、その他は直線で結ぶものとする。 イ 北緯34度00.2分 東経138度45.6分 ロ 北緯33度50.2分 東経138度37.8分 ハ 北緯33度48.2分 東経138度37.8分 ニ 北緯33度48.2分 東経139度08.6分 ホ 北緯33度39.7分 東経139度31.8分 ヘ 北緯34度00.2分 東経139度48.8分 4 八丈島及び青ヶ島周辺における次のイからタの点を順次結んだ線及びタとイの点を結んだ線によって囲まれた海域。ただし、ロとハ及びホとヘは八丈島距岸20海里の線、リとヌは青ヶ島距岸6海里、ルとオは青ヶ島距岸12海里の線で結ぶものとし、その他は直線で結ぶものとする。 イ 北緯33度36.7分 東経139度47.8分 ロ 北緯33度29.2分 東経139度44.1分 ハ 北緯33度25.4分 東経139度31.0分 ニ 北緯33度17.4分 東経139度33.8分 ホ 北緯33度12.8分 東経139度21.1分 ヘ 北緯32度50.7分 東経139度29.1分 ト 北緯32度50.2分 東経139度44.3分 チ 北緯32度27.2分 東経139度31.5分 リ 北緯32度26.8分 東経139度38.3分 ヌ 北緯32度26.3分 東経139度54.0分 ル 北緯32度26.2分 東経140度00.1分 オ 北緯32度34.7分 東経139度58.3分 ウ 北緯32度35.4分 東経139度46.8分 カ 北緯33度23.7分 東経140度15.3分 ヨ 北緯33度23.9分 東経140度07.8分 タ 北緯33度35.0分 東経140度14.3分 5 鳥島距岸8海里以内の海域 6 ハロース(ベヨネーズ)及びビスミス島距岸6海里以内の海域(ただし、5月から12月までは3海里以内の海域)	東京都島しょ部に住所を有し(法人にあっては、主たる事務所の所在地が東京都島しょ区域にあり)、かつ、船舶根拠地が東京都島しょ区域にある者であること。	7隻
	静岡県に住所を有し(法人にあっては、主たる事務所の所在地が静岡県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者であること。	11隻
	神奈川県に住所を有し(法人にあっては、主たる事務所の所在地が神奈川県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が神奈川県の区域にある者であること。	2隻
	大分県に住所を有し(法人にあっては、主たる事務所の所在地が大分県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が大分県の区域にある者であること。	1隻

●東京都告示第七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を、平成二十九年東京都告示第六十三号により指定された区域に追加し、次のとおり指定する。

この関係図書は、令和三年八月二日から起算して二週間東京都建設局河川部及び東京都西多摩建設事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 区域の名称

青梅市河辺町一丁目地区（2）

二 区域の範囲

次に掲げる土地に存する標柱十一号、標柱二十四号から標柱二十九号まで及び標柱十二号を順次結んだ線並びに平成二十九年東京都告示第六十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（別図のとおり）

青梅市河辺町一丁目

八〇〇番五 十一号及び二十四号

同市河辺町六丁目

三〇番四四 十二号

三〇番一 二十六号

三〇番二九 二十七号

三〇番一二 二十八号

三〇番四五 二十九号

羽村市羽西三丁目

一八三〇番一

二十五号

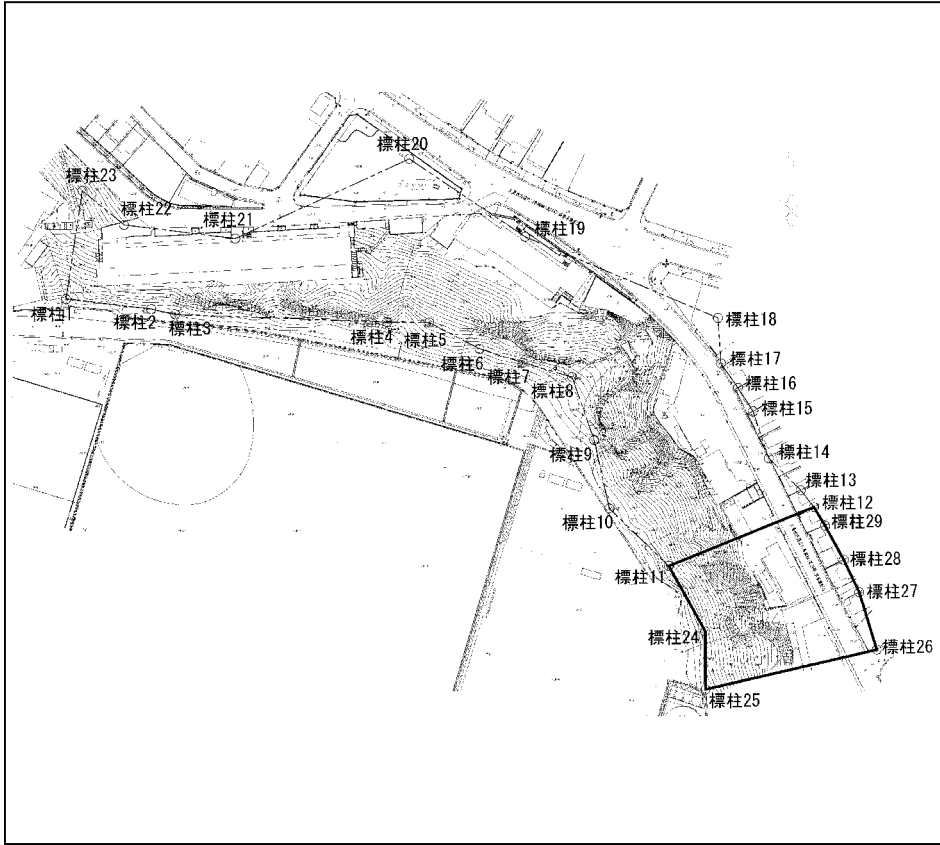
別 図

青梅市河辺町一丁目地区(2)

急傾斜地崩壊危険区域

青梅市河辺町一丁目、河辺町六丁目及び

羽村市羽西三丁目地内



●東京都告示第千八百号

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第五十六条第一項の規定により、次のとおり河川予定地を指定する。

なお、関係図書は、令和三年八月二日から二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

令和三年八月二日

東京都知事 小池 百合子

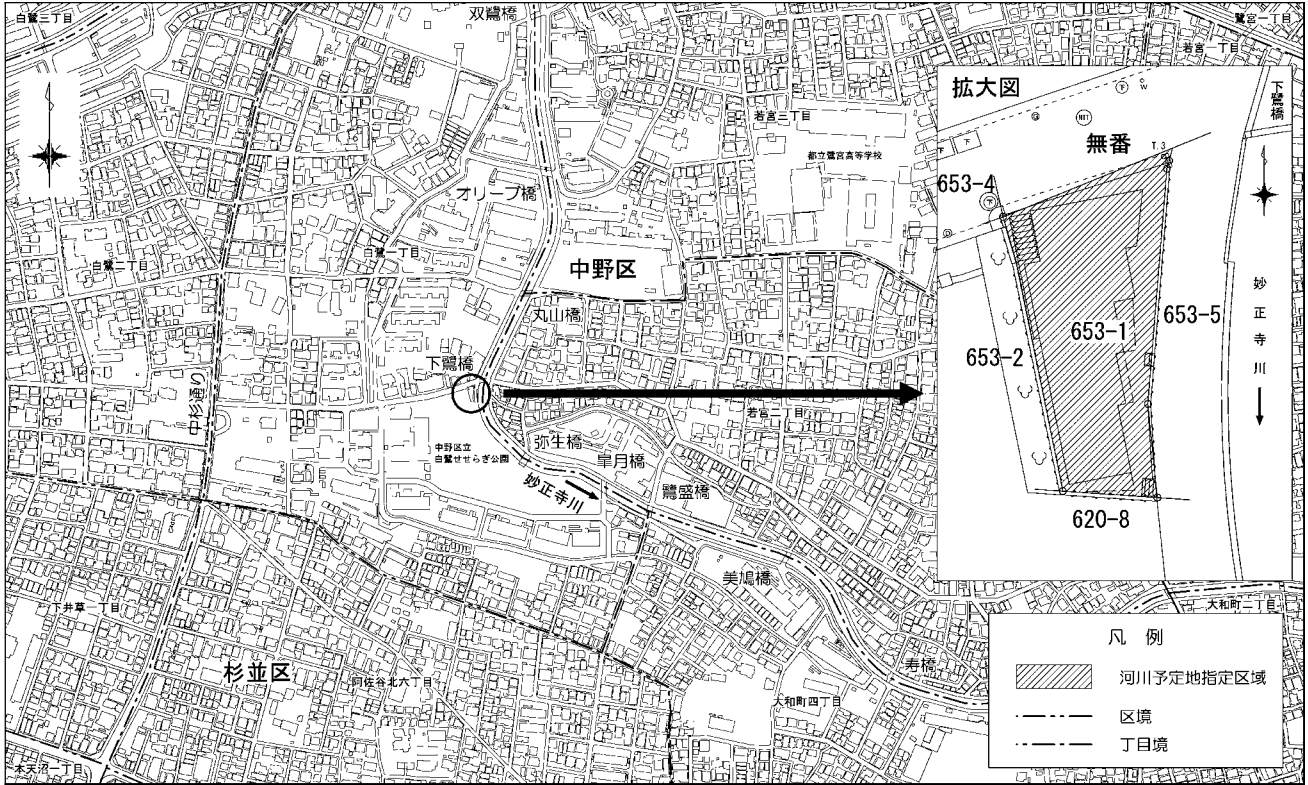
一 河川の名称

荒川水系一級河川妙正寺川

二 河川予定地として指定する区域

中野区白鷺一丁目六百五十三番一(次の略図に表示した箇所)

一級河川妙正寺川河川予定地略図



告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和三年八月二日

東京都選挙管理委員会

二二九、六七一

●東京都選挙管理委員会告示第九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和三年八月二日

東京都選挙管理委員会

一、五三五、四四二

●東京都選挙管理委員会告示第九十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を

超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。
令和三年八月二日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	数
千代田区選挙区	18,080
中央区選挙区	45,988
港区選挙区	67,818
新宿区選挙区	91,789
文京区選挙区	61,437
台東区選挙区	56,423
墨田区選挙区	77,207
江東区選挙区	137,180
品川区選挙区	113,349
目黒区選挙区	79,020
大田区選挙区	169,771
世田谷区選挙区	195,677
渋谷区選挙区	64,611
中野区選挙区	94,626
杉並区選挙区	147,996
豊島区選挙区	77,638
北区選挙区	96,782
荒川区選挙区	57,106
板橋区選挙区	145,565

薬師区選挙区	169,816
足立区選挙区	161,450
葛飾区選挙区	127,003
江戸川区選挙区	160,096
八王子市選挙区	145,372
立川市選挙区	51,447
武蔵野市選挙区	41,506
三鷹市選挙区	53,022
青梅市選挙区	37,695
府中市選挙区	71,847
昭島市選挙区	31,437
町田市選挙区	119,770
小金井市選挙区	34,488
小平市選挙区	53,590
日野市選挙区	52,079
西東京市選挙区	57,224
西多摩選挙区	68,900
南多摩選挙区	66,985
北多摩第一選挙区	85,647
北多摩第二選挙区	56,904
北多摩第三選挙区	89,883
北多摩第四選挙区	53,687
島部選挙区	7,031

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年八月二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和三年八月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称) ニトリ目黒店
- 二 店舗所在地 目黒区下目黒六丁目九百九十二番三ほか
- 三 設置者名 株式会社ニトリ
- 四 設置者住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ニトリ
- 六 新設をする日 令和四年三月二日
- 七 店舗面積の合計 六千八百三十六平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 百五十五台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内ほか 三百六台
- 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 七十一平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管 店舗内 三十・八〇立方メートル

<p>施設の位置及び容量</p>	<p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時</p>	<p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後九時</p>	<p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで</p>	<p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二箇所 店舗北側ほか</p>	<p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p>	<p>十七 届出日 令和三年七月一日</p>	<p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十九 縦覧期間 令和三年八月二日から同年十二月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において</p>	<p>準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年八月二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。 令和三年八月二日</p>	<p>一 店舗名 東京都知事 小池 百合子 東久留米ショッピングセンタークルネ 東久留米市野火止一丁目三番三号</p> <p>二 店舗所在地 株式会社丸仁ホールディングス 港区芝浦二丁目十五番六号</p> <p>三 設置者住所</p> <p>四 設置者住所</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社ほか十三名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社ほか十三名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社ほか三名</p> <p>八 変更前の小売業者の住所 山口県山口市佐山七百十七番地一(株式会社ユニクロ)ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の住所 山口県山口市佐山一万七百十七番地一(株式会社ユニクロ)ほか</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 竹野 浩樹(サミット株式会社)ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 服部 哲也(サミット株式会社)ほか</p>	<p>十二 変更日 令和三年四月一日ほか</p> <p>十三 届出日 令和三年六月二十五日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 令和三年八月二日から同年十二月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>一 店舗名 ダイワロイネットホテル東京有明 江東区有明三丁目七番三号</p> <p>二 店舗所在地 エムエル・エステート株式会社 港区虎ノ門一丁目二番六号</p> <p>三 設置者住所 石山 博英</p> <p>四 設置者住所 松井 雅人</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 令和三年六月一日</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 令和三年七月一日</p> <p>七 変更日 令和三年八月二日から同年十二月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>八 届出日 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>九 縦覧場所</p> <p>十 縦覧期間 町田東急ツインズ</p> <p>十一 縦覧時間</p>
------------------	---------------------------------	---------------------------------	---	--	---	----------------------------	--	---	--	--	---	---	--	---

<p>二 店舗所在地 町田市原町田六丁目四番一号ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社東急百貨店ほか一名</p> <p>四 設置者住所 渋谷区道玄坂二丁目二十四番一号ほか</p>	<p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>七 変更日 令和四年三月十五日</p> <p>八 届出日 令和三年七月十四日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>五 変更前の設置者の代表者名 二橋 千裕(株式会社東急百貨店)ほか</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 大石 次則(株式会社東急百貨店)ほか</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年八月二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。 令和三年八月二日</p>	<p>十 縦覧期間 令和三年八月二日から同年十二月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ヴィクトリアほか八十一名</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ヴィクトリアほか二十二名</p>	<p>一 店舗名 東京都知事 小池 百合子 ホームセンターコーナン府中四谷店</p> <p>二 店舗所在地 府中市四谷五丁目二十三番地十二ほか</p>	<p>十一 縦覧時間 土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第二項の規定により、下記のとおり公示送達を行う。 なお、送達すべき書類は、当委員会事務局審理課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和三年8月23日の終了をもってその書類の送達があったものとみなされる。 令和3年8月2日</p>
<p>十 変更前の小売業者の住所 大阪府大阪市中央区南船場三丁目十二番十二号(ディーゼルジャパン株式会社)ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の住所 大阪府大阪市中央区難波五丁目一番六十号(ディーゼルジャパン株式会社)ほか</p>	<p>三 設置者名 三菱HCキャピタル株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目五番一号</p> <p>五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 千百五十二台</p> <p>六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 七百十四台</p>	<p>東京都収用委員会 会長 松尾 弘 記</p>
<p>十二 変更前の小売業者の代表者名 大山 雄彦(株式会社ヴィクトリア)ほか</p> <p>十三 変更後の小売業者の代表者名 藤沢 剛(株式会社ヴィクトリア)ほか</p>	<p>一 事件名 平成30年第26号及び平成30年第26号の2 府中都市計画道路事業3・4・5号新興多摩街道線、 国立都市計画道路事業3・4・5号立川青柳線及び府中 都市計画道路事業3・2・2の2号東京八王子線のため の土地収用事件</p>	
<p>十四 変更日 令和三年三月二十五日ほか</p> <p>十五 届出日 令和三年七月十二日</p>		
<p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>		
<p>十七 縦覧期間 令和三年八月二日から同年十二月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>		

<p>2 送達すべき書類 令和3年7月16日付裁決書の正本</p> <p>3 送達を受けるべき者 住所 不明</p> <p>ただし、土地の登記簿上の住所は、東京都新宿区新宿三丁目35番3号</p> <p>氏名 川村 元</p> <p>4 公示送達に係る土地の所在及び地番 東京都府中市西原町三丁目22番35</p> <p>5 公示送達に係る掲示の事実</p> <p>(1) 掲示されている場所 東京都府内の総務局掲示板 (第一本庁舎1階南側)</p> <p>(2) 掲示を始めた年月日 令和3年8月2日</p> <p>土地収用法施行令に基づく公示送達 土地収用法施行令 (昭和26年政令第342号) 第5条第2項の規定により、下記のとおり公示送達を行う。</p> <p>なお、送達すべき書類は、当委員会事務局審理課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和3年8月23日の終了をもってその書類の送達があったものとみなされる。</p> <p>令和3年8月2日</p> <p>東京都収用委員会 会長 松 尾 弘 記</p> <p>1 事件名 平成30年第27号及び平成30年第27号の2</p>	<p>府中市計画道路事業3・4・5号新奥多摩街道線、国立都市計画道路事業3・4・5号立川青梅線及び府中市計画道路事業3・2・2の2号東京八王子線のための土地収用事件</p> <p>2 送達すべき書類 令和3年7月16日付裁決書の正本</p> <p>3 送達を受けるべき者 住所 不明</p> <p>ただし、土地の登記簿上の住所は、東京都新宿区新宿三丁目35番3号</p> <p>氏名 川村 元</p> <p>4 公示送達に係る土地の所在及び地番 東京都府中市西原町三丁目22番33</p> <p>5 公示送達に係る掲示の事実</p> <p>(1) 掲示されている場所 東京都府内の総務局掲示板 (第一本庁舎1階南側)</p> <p>(2) 掲示を始めた年月日 令和3年8月2日</p>	
---	--	--

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

